

II-4-[4] 青少年対策推進要綱(抄)

[平成2年6月20日
青少年対策推進会議申合せ]

I 基本方針

(青少年問題の現状と育成上の課題)

我が国の次代を担うこととなる青少年を健全に育成することは、国民的な課題である。

我が国の青少年をめぐる問題の現状についてみると、家庭や地域社会など青少年を取り巻く育成環境の変化と物質的な豊かさや生活の便利さの進展の中で、総じて、青少年に心の豊かさや精神的なたくましさといった面で欠ける面が生じてきていることが指摘される。少年非行の現状をみると、平成元年中の刑法犯少年は、16万5,053人で、前年に比べ数的には大幅に減少したものの、万引き等の初発型非行を中心になお高水準にあり、全刑法犯検挙人員に占める刑法犯少年の割合は過半数を占めて過去最高となった。また、低年齢層の少年の非行の多発、女子非行の構成比の増加、重大非行における無職少年の高い構成比、凶悪で深刻な事件の発生、暴走族による暴走行為の頻発など、少年非行は依然憂慮される状況にある。いじめや校内暴力についても、ピーク時に比べると減少しているものの、なお、小中等高等学校を通じて依然として問題となっている。さらに、青少年の一部に無気力やひきこもりの状態となったり、学校生活あるいは社会生活に適応できなくなったりする者の増加が指摘されるなど新たな問題も生じている。

一方、国際化、高齢化、情報化など社会の変化は急速に進んでおり、今後、我が国が創造的で活力ある社会を築いていくためには、このような社会変化に主体的に対応できる資質と意欲を有し、活力に満ちた青少年を育成していくことが強く求められている。

これらの点にかんがみ、青少年の育成上の課題として、豊かな情操と創造性、思いやりの心や社会連帯感意識に基づく実践的な社会性、自律的な精神、相互理解に基づく国際的な連帯感と協調の精神などをかん養していくことが、今日特に重要となっていると考えられる。

(青少年対策の基本方向)

青少年対策を推進するに当たっては、以上のような青少年問題の現状と育成上の課題を踏まえ、今後、家庭、学校、職場、地域社会を通じて、特に成長期に青少年が感動を覚えられるような機会、自然や人との触れ合いを深められるような場など、様々な生活体験を得られる機会や場を一層充実していくとともに、社会参加活動、国際交流活動等の青少年活動の積極的な推進を図っていくことが必要である。

また、青少年の非行等問題行動への対応については、一時もゆるがせにできない課題であり、その防止のための諸活動を充実強化するとともに、単に対症療法的な対応や事後的措置だけでなく、根本的には社会全体なかんずく大人社会の問題でもあるとの認識の下に広く青少年の健全育成を基本とした総合的な取組を推進する必要がある。

(総合的な青少年対策の推進)

青少年にかかわる行政は、教育、福祉、保護、矯正等多岐の分野にわたっているが、究極的には、青少年の心身の健全な発達・育成を図ることをねらいとしており、また、そのために行われる様々な活動を支援するのに必要な諸条件を整備することを主たる役割としている。

青少年の健全育成と非行等問題の防止にかかわる諸活動を効果的なものとするためには、各省庁の講じる各般の施策が相互に緊密な連携をもって総合的に推進されることが重要である。

青少年問題審議会の意見具申等を踏まえ、上記の基本方向に沿って、青少年対策として今後推進すべき重点事項を以下のとおりとし、各省庁が講じる青少年健全育成、非行等問題行動の防止にかかわる施策を総合的かつ効果的に推進することとする。

II 重点推進事項

第1 国民運動の展開及び広報啓発活動の強化

青少年の健全育成と非行等問題行動の防止を図るためには、広く国民の理解と協力を得、家庭、学校、職場、地域社会及び行政が一体となった取組を行うことが重要であることにかんがみ、青少年の健全育成及び非行等問題防止のための国民運動を積極的に展開するとともに、広報啓発活動を充実・強化する。

(国民運動の展開)

(1) 関係省庁、地方公共団体、関係機関・団体等の密接な協力の下に、「全国青少年健全育成強調月間」、「青少年を非行から

まもる全国強調月間」,「社会を明るくする運動」等において諸活動や諸行動を集中的・重点的に実施するとともに、これら諸活動等の定着に努める。また、青少年の健全育成及び非行等問題行動の防止のための国民運動を展開する団体を支援し、国民運動の一層の推進を図る。

(広報啓発活動の強化)

(2) 青少年の健全育成及び非行等問題の防止について、広く国民各層や地域社会における関心を高め、その理解と協力が得られるよう、各種媒体を通じた広報啓発活動を積極的に行う。また、地域において青少年の育成にかかわる関係者が青少年をめぐる問題の現状や健全育成の在り方などについて懇談・協議を行う機会を充実し、相互の連携を深める。

第2 青少年の健全育成活動の推進

青少年の健全育成を図る上で、青少年がグループ活動や団体活動等に参加し、豊富な生活体験を得ることが重要であることにかんがみ、青少年の健全育成を促進するとともに、そのための基盤的条件の整備を図る。

特に、青少年が成長期に感動を覚えるような機会、自然や人と触れ合う場など様々な体験を得る機会を充実するとともに、青少年の社会参加活動及び国際交流活動の推進を図る。

1. 青少年の健全育成活動の推進とその基盤的条件の整備

(健全育成のための地域活動の振興)

(1) 地域における青少年の健全育成活動や勤労青少年の福祉を増進する活動を促進するため、各種の事業を充実する。

(青少年関係団体への支援)

(2) 青少年の団体活動及び育成活動を行う関係団体を支援し、これらの団体の諸活動の強化を図る。

(活動の場所の整備充実)

(3) 児童厚生施設、社会教育施設、勤労青少年施設を始め、スポーツ・レクリエーション施設、文化施設、野外活動施設など青少年活動や育成活動の場となる施設の充実を図る。

その際、「身近で気軽に利用できる」、「小さなグループや個人でも気軽に利用できる」といった現在の青少年の特性にあった施設の在り方に努めるとともに、施設の有効利用を促進するため、施設運営の弾力化を進める。

(指導者の養成)

(4) 青少年の諸活動を促進するため、活動に対し指導、助言等を行う青少年指導者の養成・研修の充実を図る。また、専門的な指導者の人材確保を図るため、大学、研修機関等における養成・研修を充実する。

さらに、指導者相互の連携を図るため、指導者相互の交流機会の充実等を図る。

2. 青少年の社会参加活動の推進

(社会参加活動の促進)

(1) 青少年の社会奉仕活動、地域づくり活動、高齢者との交流活動、環境保全活動等のグループ・団体活動、ボランティア活動などの社会参加活動を促進するため、各種の事業を推進する。

(広報啓発活動の強化)

(2) 青少年の社会参加活動に対する関心を高め、その促進を図るため、広報啓発活動を強化する。

(情報提供の充実)

(3) 地域において、社会参加活動に関する情報を収集・提供し、青少年の相談にも応じられるよう、関係機関・団体における体制の整備・充実等を推進する。

(地域における関係機関・団体等の連携の強化)

(4) 青少年の社会参加活動の促進にかかわる行政、関係機関・団体等の関係者の連携を促進するため、地域における情報交換及び研究協議の場を整備・充実する。

3. 青少年の国際交流の推進

(国際交流事業の推進)

(1) 青少年が我が国の国際的立場などについての認識を深めるとともに、国際的な連帯感や協調の精神を身に付ける機会を充実するため、青少年の国際交流・協力活動を促進する各種の事業を推進する。その際、我が国全体として均衡のとれた相互交流の推進に配慮するとともに、世界への貢献を図る観点から、世界の青少年が交流できるような場を積極的に提供することにも努める。

なお、事業目的に沿った交流プログラムの設定、次代の進展に応じたプログラムの改善に努める。

(地域における国際交流活動への支援)

(2) 地域における国際交流・協力活動の充実を図るための施策を推進する。

(国際理解教育の充実)

(3)内外の歴史・文化の学習や外国語教育の一層の充実に努める。

(施策・事業の連携の強化)

(4)国際交流に関連する施策・事業について、国の行政機関相互、国と地方公共団体、行政と青少年関係団体との連携・協力を強化する。

(国際交流推進のための基盤整備)

(5)交流プログラムの企画・開発、指導者の研修、交流のために必要な内外の情報・資料の収集・作成・提供等を充実する。

(事後活動の促進)

(6)国際交流事業に参加した青年の事後活動を奨励するため、情報提供その他の支援方策の充実に努める。

第3 家庭における青少年育成への支援

青少年の人間形成にとって基本的な役割を果たす家庭の重要性にかんがみ、親が果たすべき役割や家庭生活の在り方などについての知識の普及に努めるとともに、家庭の育成機能を支援・補完する観点等からの諸施策の充実に努める。

(知識の普及、相談機会等の充実)

(1)親及び将来親となる青年を中心に、父親・母親が子どもに対して果たすべき役割、子どもの年齢に応じた発達課題等について、資料・情報の提供、学習・相談機会の充実、マスメディアを通じた広報の充実等による知識の普及に努める。その際、特に、乳幼児期における親子の信頼関係及び幼少期における適時、的確なしつけによる基本的な生活習慣の形成の重要性、協調・安定的な家庭生活が非行等問題行動の防止に対し持っている意味の大きさなどについての啓発に努める。

(育児及び家庭教育に関する地域活動の推進)

(2)心の健康づくりの観点に立った育児の在り方などについて、母子の指導等を行う地域活動の振興を図る。また、都市化等の中で孤立しがちな親等が、子育ての経験のある者等の協力を得て家庭教育について情報交換・相互扶助を行えるような地域交流活動を推進する。

(家庭の育成機能に対する支援・補完)

(3)保健所等を通じた乳幼児の保健指導等の推進、児童福祉施設における利用入所の推進など家庭における養育に対する適切な支援方策の推進に努める。また、養育に欠ける子どもに対しては、家庭の育成機能を補完するための福祉関連諸施策の充実に努める。

なお、家庭における育成機能を補完する観点からも、地域における子どものグループ活動、団体活動その他の児童・青少年の健全育成活動の振興を図る。

さらに、職業をもつ婦人が職業生活と育児を両立させる観点から、乳幼児期に育児に専念することを望む女子労働者のために、育児休業制度等の普及を図る。

第4 学校教育の充実

青少年の健全育成に学校教育が極めて重要な役割を果たすことにかんがみ、学校教育においては、個性を生かす教育を充実するとともに、豊かな心とたくましさを持った人間の育成を目指す観点に立って、特に次の諸施策を推進する。

(教育内容の改善)

(1)新しい学習指導要領の着実な実施に努めるとともに、特に、道徳教育及び体育の一層の振興を図る。

(体験学習の振興)

(2)勤労体験、奉仕活動、自然体験、ふるさと交流学習など、豊かな心とたくまさを育てる教育活動を振興する。

(生徒指導及び進路指導の充実等)

(3)児童・生徒の個性や多様な能力に配慮しつつ生徒指導及び進路指導を充実するため、指導資料の作成・配布、教職員の研修の充実、実践的な生徒指導の研究の推進等に努める。また、小・中・高の学校間の連携や、学校、家庭、関係機関・団体等の連携を強化するなどにより、学校、家庭、地域社会が一体となった地域ぐるみの生徒指導推進体制の整備を図る。

(教育相談の機能の充実)

(4)学校における教育相談の機能、教育センター等の教育相談機関の機能を高めるための施策を充実する。その際、学校やこれらの相談機関が、他の専門機関、専門家の積極的な活用を図ることによって、効果的に相談活動が実施できるよう配慮する。

(学校不適應の総合対策の推進)

(5)登校拒否や高等学校中退者等いわゆる学校不適應の問題となっていることに対処するため、学校、家庭、地域社会の連携による学校不適應の総合対策を推進する。

第5 職場に関する施策の充実

青少年がその適性と能力に応じた職業選択を行い、充実した職業生活を営み、有為な職業人、社会人として成長ができるよう、職業指導、職業紹介等の推進、職業能力の開発、健全な余暇活動の促進等を通じた勤労青少年福祉の充実などに努める。また、農山漁村においては、その活性化にも配慮し、後継者の育成の支援に努める。

(職業・職場への適応の推進)

(1)職業安定機関、学校等の教育機関及びその他の関係機関の緊密な連携の下に職業指導、職業紹介等を行うとともに、職業・職場に関する問題についての相談・指導の充実を図る。

また、経済社会の変化に対応し、青少年の多様な適性等に応じた職業能力開発を進めるため、民間企業における計画的な職業能力開発の実施及び公共職業訓練の効果的な実施を促進する。

(健全な余暇活動の促進)

(2)勤労青年が余暇を有効に活用することにより、充実した職業生活を営み、有為な職業人として成長できるよう、健全な余暇活動の場の提供等を促進する。

(農山漁村青少年の育成)

(3)農山漁村青少年に対する各種の研修及び学習機会の充実、地域における集団活動や都市部を含めた他地域との交流活動の促進等により、農林水産業に従事する者として、必要な技術の習得及び意欲の向上を図り、これらの地域の将来を支える人材の育成を支援する。

第6 青少年の非行等問題行動の防止活動の推進(略)

第7 少年事件等の処理体制及び非行少年の処遇の充実(略)

第8 調査・研究及び情報収集・提供機能の充実(略)